



発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

■適格請求書発行事業者の登録開始■

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

課税仕入を行う事業者は、相手方から交付される適格請求書（インボイス）の保存がないと、仕入税額控除を適用することができません。売上側で適格請求書を発行するためには、事前に税務署長に対して適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がありますが、令和3年10月1日より登録申請が可能となっています。その登録申請にあたって事前に確認しておきたい事項は次の通りです。

(1) 登録の検討

適格請求書発行事業者の登録はあくまでも任意です。課税売上の相手方が事業者の場合には、相手方で仕入税額控除を適用するために、取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかが取引条件のひとつになることも考えられ、基本的には適格請求書発行事業者となることを選択することになると思います。しかし、そもそも自社の売上が非課税売上や課税対象外売上のみである場合や課税売上の相手方が消費者（非事業者）の場合には、相手方では仕入税額控除が関係ありません。適格請求書を発行する必要がないとも考えられ、登録するかどうかは売上内容や顧客層によっても決まってくるものと思われます。

(2) 免税事業者の場合

インボイス制度導入後は現行の制度と異なり、売上側が免税事業者である場合は仕入側では仕入税額控除を適用することができません。適格請求書発行事業者は課税事業者でなければ登録できないこととされており、免税事業者は適格請求書を発行することができないためです。上記(1)に記載の通り、取引の相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかが取引条件のひとつになることが想定される以上は、免税事業者も適格請求書発行事業者（課税事業者）となることを自ら選択する必要も出てくると思われます。課税事業者ですから消費税の納税義務が生じることとなり、今まで免税事業者であった事業者が消費税の納税義務となるケースも多いと思われ、課税売上につき適正な消費税の転嫁が行われているかどうかの確認、納税分のキャッシュアウトの増加による資金繰りの確認、対応等が必要になる場合もあるでしょう。

(3) システム等の確認

適格請求書には定められた事項の記載が必要になるため、自社のシステム等において作成した請求書、領収書等の記載事項に不備がないかどうかを確認し、システム改修等の対応が必要になるととも考えられます。なお、適格請求書の必要事項が記載されているのであれば手書きの領収書等でも特に問題はありません。

(4) 課税仕入の取引先の確認

自社が適格請求書発行事業者になることの検討だけでなく、課税仕入の取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかを確認はしておきたいところです。相手方が適格請求書発行事業者でない場合には、自社で仕入税額控除を適用することができないため、取引先の変更を検討する必要性もあるかもしれません。課税仕入となる取引が完了したあとに適格請求書発行事業者でないことが判明したということがないように、取引先ごとに事前に確認しておいた方がいいでしょう。